

国地達第25号

一等磁気測量作業規程を次のとおり定める。

平成13年 3月26日

国土地理院長

一等磁気測量作業規程

目次

第1章	総則	1
第1条	目的	1
第2条	運用基準等	1
第2章	一等磁気測量	1
第1節	概説	1
第3条	要旨	1
第2節	選点	1
第4条	選点	1
第5条	既設点の調査	1
第6条	磁気点の番号及び名称	1
第7条	点の記及び建標承諾書等	2
第3節	磁気点等の設置	2
第8条	磁気点の埋設	2
第9条	補助点及び衛星点の設置	2
第4節	観測	2
第10条	要旨	2
第11条	観測機器の検定及び点検	2
第12条	観測の準備	2
第13条	観測の実施	2
第14条	方位目標の設置	2
第15条	補助点との地点差観測	3
第16条	方位目標の方位角観測	3
第17条	衛星点との地点差観測	3
第18条	磁気点下方60cmとの地点差観測	3
第5節	計算整理	3
第19条	計算	3
第20条	点検及び整理	3
附則		3

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、測量法（昭和24年法律第188号）第4条に定める「基本測量」のうち、一等磁気測量についての作業方法等を定め、その規格を統一するとともに、必要な精度を確保することを目的とする。

(運用基準等)

第2条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関する必要な事項は、一等磁気測量作業規程運用基準及び地磁気測量計算式、並びに、一等磁気測量作業規程記載要領（以下、それぞれ「運用基準」、「計算式」、「記載要領」という。）による。

第2章 一等磁気測量

第1節 概 説

(要 旨)

第3条 一等磁気測量は、地磁気点（以下「磁気点」という。）における地球磁場と、その永年変化を明らかにするために、その点の地磁気三成分の絶対観測と変化観測等を行う作業をいう。

2. 磁気点とは、基準磁気点と一等磁気点をいう。

第2節 選 点

(選 点)

第4条 選点とは、人為的な磁気擾乱の影響を受けることなく、自然の磁場を測定する条件を満たし、将来もその条件が維持されると判断できる地点を決定する作業をいう。

(既設点の調査)

第5条 既設点では、現況調査を行い、異状の有無を確認する。

(磁気点の番号及び名称)

第6条 磁気点には、番号及び名称を付す。

(点の記及び建標承諾書等)

第7条 磁気点については、点の記を作成する。

2. 磁気点を設置するときは、あらかじめその敷地等の所有者又は管理者の承諾を得る。

第3節 磁気点等の設置

(磁気点の埋設)

第8条 磁気点の埋設は、運用基準に基づき、選点した位置に所定の永久標石を埋設する。

(補助点及び衛星点の設置)

第9条 一等磁気点は、磁気点上の全磁力を求め、ることを目的として、補助点を設置する。基準磁気点は、人工擾乱の有無を調査することを目的として、衛星点を設置する。

第4節 観測

(要旨)

第10条 観測とは、磁気点で、磁気儀及び磁力計を用いて、地磁気三成分を求める絶対観測と、磁気点付近に設置した変化計を用いて、変化観測を行う作業をいう。

(観測機器の検定及び点検)

第11条 観測に使用する観測機器は、作業の前後その他必要に応じて検定及び点検を行う。

(観測の準備)

第12条 観測の前に、所定の精度を確保するため、運用基準に定める準備を行う。

(観測の実施)

第13条 観測は、磁気儀及び磁力計を用いて、運用基準に基づき実施する。

(方位目標の設置)

第14条 偏角観測の方位基準を与えるため、方位目標を設置する。

(補助点との地点差観測)

第15条 補助点との地点差観測とは、磁気儀中心点の全磁力値を求めるために、磁気儀中心点と補助点との間の全磁力の差を観測することをいう。

(方位目標の方位角観測)

第16条 方位目標の方位角観測は、オートジャイロステーションまたは、北極星の観測により行う。

(衛星点との地点差観測)

第17条 衛星点では、基準磁気点における人工擾乱の有無を調査するために、全磁力の地点差観測を行う。

(磁気点下方60cmとの地点差観測)

第18条 磁気点下方60cmとの地点差観測とは、鉛直勾配を求めるために、磁気儀中心点と磁気儀中心点から下方に60cmの地点との間の全磁力の差を観測することをいう。

第5節 計算整理

(計算)

第19条 地磁気の水平及び鉛直分力値は、磁気点上の地磁気三成分の観測値に、地磁気測量計算を用いて、所定の補正を施し、観測成果とする。

(点検及び整理)

第20条 作業に関する諸簿類は、係長等の点検を受けるものとする。

2. 観測手簿、観測記簿、計算簿、観測成果表及び点の記等の整理は、記載要領により行う。

(附則)

1. この規程は、平成13年4月1日から施行する。
2. 一等磁気測量作業規程（平成元年1月20日、国地達第3号）は廃止する。